

在宅福祉サービス

在宅重度障害者医療器材等給付事業

次の要件に該当する在宅の重度身体障がい者の方に、治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付しています。

1 治療材料 ……月額3,000円の給付券を交付

○対象となる方（次のすべての要件に該当する方）

- ・市内にお住まいの在宅の方で65歳未満の方
- ・下肢、体幹機能またはこれに準ずる障がい身体障害者手帳1級、2級の方
- ・知覚障がい、膀胱・直腸障がいその他の運動機能障がいから、床ずれ、尿路感染症、膀胱炎、排泄障がいなどの症状が発生している方。または予防のため日常生活において医学的処置を必要とする方

○給付品目

- ・両面バンソーコー・消毒液・脱脂綿・油紙・ネル・ゴム手袋・バンソーコー・ガーゼ・綿球・ピンセット・安楽尿器・バット・浣腸液・紙おむつ・おむつかバー・円座・医療用ソフトシート・清拭剤

※ の品目については、日常生活用具の対象品目となっているため、日常生活用具で給付が受けられる場合には、治療材料の対象外となります。

○申請手続き

身体障害者手帳をお持ちのうえ、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ申請してください。

2 衛生器材 ……月額4,000円の給付券を交付

○対象となる方（次のすべての要件に該当する方です）

- ・市内にお住まいの在宅の方で、人工肛門・人工膀胱を造設した方
- ・膀胱機能障がい、直腸機能障がいの身体障害者手帳をお持ちでない方（手帳をお持ちの方は、日常生活用具（37～40ページ）からの給付になります）

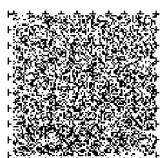
○給付品目

- ・ストマ用装具（蓄尿袋・蓄便袋）・ベルト・入浴パック・皮膚保護用パック・皮膚保護用リング・腹巻・医療用ソフトシート・伸縮性バンソーコー・消毒液・消毒綿・洗浄液バック・採尿バック・両面粘着シート・脱臭剤・ガーゼ・油紙

○申請手続き

「人工肛門あるいは人工膀胱を造設した旨の医師の診断書」をお持ちのうえ、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ申請してください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ



郵便による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。

- (1) 両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級、2級の方
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方
- (3) 免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級の方

※代理記載制度

上記の障がいに加え、上肢若しくは視覚の障がいの程度が1級で、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載を代筆させることができます。

※ 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方、及び戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方も、郵便による不在者投票を行うことができます。

なお、郵便による不在者投票、代理記載については、事前に申請書の提出が必要ですので、お問い合わせください。

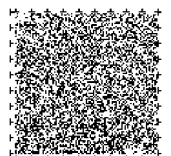
お問い合わせは、いわき市選挙管理委員会事務局（0246-22-7532）へ

グループホーム家賃補助事業

グループホームに入居している障がい者の経済的負担を軽減し、地域における自立した生活を支援するため、家賃の一部を助成しています。

- 対象となる方** 市民税課税世帯に属する障がい者が入居するグループホームを運営する指定事業者
※ 障害者総合支援法に規定される家賃補助（特定障害者特別給付費）の支給を受けている方は対象となりません。）
- 助 成 額** グループホームに入居する障がい者1人あたりの家賃月額1/3を助成（ただし、月額1万円を限度とします。）
- 申 請 方 法** 毎年度4月1日に指定共同生活援助事業所が障がい福祉課に直接申請します。

お問い合わせは、障がい福祉課（電話0246-22-7486）へ



配食サービス

週7日、1日1食を上限として、栄養バランスのとれた食事を自宅にお届けします。また、併せて、利用者の方の安否を確認します。

○利用できる方

- ・ 以下の各号のいずれかに該当する方で、老衰、心身の障がい又は傷病その他の理由により食事の確保が困難な方で、親族等による食事の支援を受けることができない方
- ・ 重度身体障がい者
- ・ 高齢者のみの世帯に属する方
- ・ 40歳以上65歳未満の方のうち、要支援もしくは要介護認定を受けた方
- ・ 上記3号に準ずる方で、地区保健福祉センター所長が認めた方

○**利用方法** 地区保健福祉センターへ申請書及び同意書を提出（利用料については地区保健福祉センターにご確認ください）

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

訪問理美容サービス

寝たきり等の状態のため、外出して理美容サービスを受けることが困難な方に対し、理容師又は美容師が訪問し、サービスを提供するもので、訪問に係る交通費を助成（年6回を上限）するものです。（カット代等のサービスに係る費用は自己負担となります。）

○利用できる方

心身の障がいまたは傷病等により、外出しての理美容サービスを利用が困難と認められる方で、次のいずれかに該当する方

- (1)高齢者のみの世帯に属する方
- (2)障害者（児）のみの世帯に属する方
- (3)障害者（児）と概ね65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

○**利用方法** 地区保健福祉センターへ申請書を提出

○実施店舗

「福島県理容生活衛生同業組合いわき方部会」又は「福島県美容業生活衛生同業組合いわき方部会」に加盟している理美容店舗。

※ 店舗リストは地区保健福祉センターで配布しております。また、市公式ホームページでも掲載していますので、ご活用ください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

家族介護用品給付

在宅高齢者を介護している家族の方に、介護用品を購入するための給付券を給付しています。

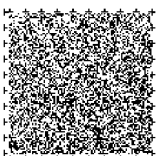
○**対象となる方**（次のすべての要件に該当する方です）

- ・ 要介護4または5と認定された、市内にお住まいの65歳以上の在宅高齢者を介護している家族の方
- ・ 介護される高齢者及び介護している家族ともに市民税非課税世帯の方

○**利用方法** 地区保健福祉センターへ申請書を提出

○**給付品目** 尿取りパッド及び紙おむつ（年額20,000円を上限）

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ



住宅改造支援（リフォーム）事業

1 リフォームヘルパーによる相談事業

重度心身障がい者や高齢者の家庭生活の中で、住宅の構造でお困りの点があれば、必要に応じて自宅に伺い、アドバイスします。

2 住宅改造支援（リフォーム）事業

重度心身障がい者や高齢者の自立を支援し、介護する方の負担を軽減するため、住宅の改良が必要と認められる場合に改良工事費の一部を市が給付します。

○対象となる方

- (1) ・1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方（聴覚障がい及び3級以下の複数の障がいにより2級の認定を受けている方を除く。）
・療育手帳Aをお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方
- (2) 要介護・要支援認定を受けている方で、日常生活を営むうえで介助を要する方

○給付の対象工事

あらかじめ市のリフォームヘルパーからアドバイスを受け、給付の対象と認められた主に次のような箇所の工事が対象となります。（給付決定前に着工した場合は対象外）
（対象者の専用居室・浴室・洗面所・便所・廊下・階段・玄関・台所など）

○給付額

限度額は次のとおりであり、世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じ給付します。

- (1) の対象となる方 100万円
- (2) の対象となる方 50万円

市民税課税状況区分	給付率
生活保護の場合	全額
市民税非課税の場合	4分の3
市民税均等割のみ課税の場合	2分の1
市民税所得割課税の場合	3分の1

3 介護保険による「住宅改修費」との関係

要介護要支援認定を受けた方は、手すりの取付けや段差の解消、滑り防止、引き戸への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの工事費について、20万円を限度とし、負担割合に応じ、保険給付で受けられる「住宅改修費」が利用できます。

原則として介護保険による「住宅改修費」が「住宅改造支援事業」に優先しますが、内容によっては、両制度を利用することもできます。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

